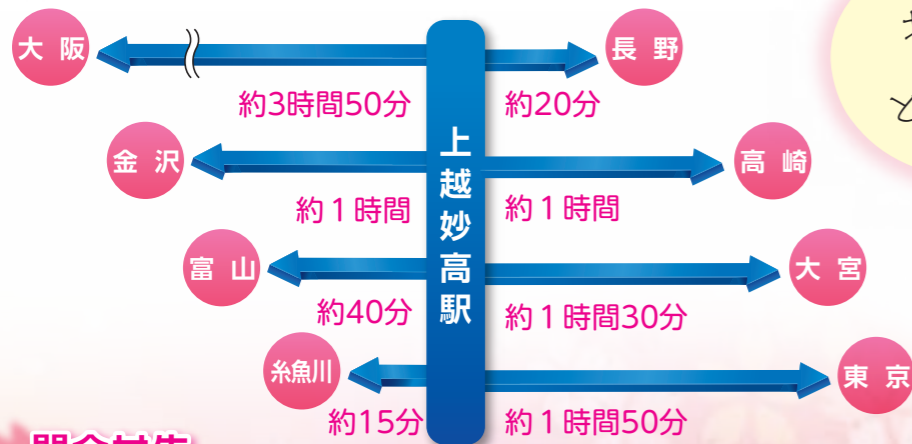


上越妙高駅周辺図



この地図は上越市新幹線駅周辺地区商業地域土地利用促進協議会作成の2019年3月31日現在の土地利用状況図に基づいて作成しています。

上越妙高駅と各都市との所要時間



北陸新幹線
開業で
とっても便利!

問合せ先

■上越市交通政策課 交通企画係 ■上越市産業立地課 産業立地推進係
TEL:025-526-5111 ホームページ:<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

このパンフレットは、2019年時点の内容で作成しています。内容が見直される場合もありますので、制度の利用を検討される場合は、最新の情報をご確認ください。



上越妙高駅地区商業地域周辺への 進出企業支援制度のご案内

上越地域の玄関口である上越妙高駅周辺地区商業地域への企業進出を3つの補助事業で支援します!



1

建物の建築資金の借入利子(最大10年)を一括払いで補助します。

2

賃貸オフィスに入居する企業の家賃の一部を補助します。

3

固定資産(土地を除く)の課税額を奨励金として交付します。



事業の詳細及び対象条件等は、リーフレットの内側をご覧ください。

上越市は、新潟県の南西部、北信越地域の中央に位置しています。市域の中央に流れる関川沿いに開けた平野部を山間部と海岸部が囲み、変化に富んだ地形と四季折々の美しい自然の中で、20万人の市民が日々の暮らしを営んでいます。

古くから交通の要衝として栄えてきた上越市は、重要港湾の直江津港をはじめ、陸路として北陸自動車道、上信越自動車道が走り、2015年(平成27年)3月には北陸新幹線が開業しました。

上信越自動車道の4車線化や今後の北陸新幹線の福井県敦賀市への延伸などにより、地域の持つポテンシャルがさらに大きなものとなり、市民の暮らしやビジネス、観光、産業など幅広い分野での発展と飛躍への期待が高まっています。

上越妙高駅周辺地区商業地域への企業進出を心からお待ちしております。



上越妙高駅お出迎えキャラクター ウェルモ

1 上越妙高駅周辺地区商業地域 建築資金借入利子前払事業補助金



建物の建築資金の借入利子(最大10年)を一括払いで補助します。借入利子を一括払いで補助を受けることにより資金調達に係るコストを低減できます。

補助対象者	上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設を新設する事業者のうち金融機関から融資を受ける方。
補助内容	建物の建築費用及び建築に付帯する設備にかかる費用の融資に係る利子支払額相当分(最大10年)を一括払いで補助します。
対象施設	①バス・タクシー ②レンタカー ③宿泊施設 ④小売店 ⑤飲食店 ⑥金融機関 ⑦オフィス ⑧貸ビル(テナントビル) ⑨医療施設(薬局含む) ⑩冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設 ⑪大学・専門学校又は専修学校 ⑫公衆浴場
補助金の積算条件	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象融資額の上限:5億円以内 ※5億円超も対象。ただし、補助対象は5億円まで。 ●補助対象融資期間:1年以上10年以下 ※10年超も対象。ただし、補助対象は10年まで。 ●補助率: 1%
補助金額の算出式	$\text{利子支払額(最大10年間)} \times \frac{5 \text{ 億円}}{\text{借入額}} \times \frac{1\%}{\text{借入利率}}$ <small>(5億円未満の場合は5億円) (1%未満の場合は1%)</small>
返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
担保・保証人	金融機関の審査基準による
貸付方法	証書貸付
繰上返済	認めません
募集締切	第1期:5月末 第2期:9月末 第3期:12月末 第4期:2月末
補助金の認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ●工事着手前及び融資実行前に対象事業者認定申請が必要です。(工事着手済み及び融資実行済みの事業は補助の対象になりません) ●対象事業者に認定された後に金融機関から融資が行われないこととなった場合は、対象事業者認定を取り消します。 ●上越市が指定する期間中に補助対象外の施設の営業形態に変更した場合、補助金を返還いただけます。 ●上越妙高駅周辺地区商業地域において、全ての土地で使用収益が開始された最後の日(2018年3月30日)から5年以内に営業を開始する必要があります。【営業開始は、2023年3月29日まで】

【上越市建築資金借入利子前払事業補助金申請イメージ】



2 上越妙高駅周辺地区商業地域 レンタルオフィス・サポート事業補助金



賃貸オフィスに入居する企業の家賃の一部を補助します。1企業につき1年間に最大100万円を3年間補助します。

補助対象者	上越妙高駅周辺地区商業地域内において賃貸オフィスに新たに入居する企業の方。 ※ただし、市内企業の移転は現事業所を維持した進出に限る。(新規事業の実施もしくは、業務の拡大など)								
補助内容	賃貸オフィスに新たに入居する企業に対し、下表の割合で家賃の一部を3年間補助します。補助金の限度額:年100万円(1,000円未満切り捨て)								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> </tr> <tr> <td>補助金の交付割合</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/4</td> </tr> </table>		1年目	2年目	3年目	補助金の交付割合	1/2	1/3	1/4
	1年目	2年目	3年目						
補助金の交付割合	1/2	1/3	1/4						
対象業種	①建設業 ②製造業 ③IT・情報産業 ④運輸業 ⑤卸売業 ⑥金融・保険業のうち、銀行業及び証券業、保険業 ⑦不動産業、物品賃貸業 ⑧学術研究、専門・技術サービス業 ⑨サービス業のうち職業紹介・労働派遣業などの事業所、営業所								
補助金の認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ●20㎡以上のオフィスで、常時2人以上の従業員の配置が必要です。 ●賃貸スペースの1/2以上が事務スペースであることが必要です。 ●入居日から2か月以内に申請関係書類を提出してください。 ●上越妙高駅周辺地区商業地域において、全ての土地で使用収益が開始された最後の日(2018年3月30日)から5年以内に営業を開始する 必要があります。【営業開始は、2023年3月29日まで】 								

3 上越妙高駅周辺地区商業地域進出企業奨励金



新規に取得した固定資産(土地を除く)の課税額を奨励金として交付します。

補助対象者	上越妙高駅周辺地区商業地域内において上越市が指定する施設等を新設する事業者の方。								
補助内容	施設等の営業開始の日の属する年の翌年4月1日を初日とする年度以降、下表の年度間、当該申請によって取得した固定資産税相当額(土地を除く)に次の割合を乗じて、奨励金を交付します。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>第1年度</td> <td>第2年度</td> <td>第3年度</td> </tr> <tr> <td>奨励金の交付割合</td> <td>100/100</td> <td>60/100</td> <td>40/100</td> </tr> </table> <p>限度額 年500万円(一施設当たり)</p> <p>【リースによる償却資産に対しても奨励金を交付します】 リース取引により賃借する償却資産について、賃借料に含まれる固定資産税相当額に、上記交付割合と同様の割合を乗じて奨励金の交付を受けることができます。</p>		第1年度	第2年度	第3年度	奨励金の交付割合	100/100	60/100	40/100
	第1年度	第2年度	第3年度						
奨励金の交付割合	100/100	60/100	40/100						
対象施設	①バス・タクシー ②レンタカー ③宿泊施設 ④小売店 ⑤飲食店 ⑥金融機関 ⑦郵便局 ⑧観光案内 ⑨トラベルデスク ⑩オフィス ⑪貸ビル(テナントビル) ⑫医療施設(薬局含む) ⑬冠婚葬祭・イベントホール等のコンベンション施設 ⑭学術又は開発研究機関 ⑮大学・専門学校又は専修学校 ⑯公衆浴場 ※ただし、次に該当するものは対象外です。 ●事業の用に供する車両を保管する施設 ●上越市企業振興条例における奨励措置(資金の融資を除く)を受けた工場等								
補助金の認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ●工事等の着手前に対象事業者認定申請が必要です。(工事着手済みの事業は補助の対象になりません) ●新幹線の軌道を境にした東側・西側の各区域において、全ての土地で使用収益が開始された日のうち最後の日(東側:2018年3月30日、西側:2015年4月30日)から5年以内に営業を開始する必要があります。【営業開始は、東側:2023年3月29日、西側:2020年4月29日まで】 <p>※西側区域は受付を終了しました。</p>								

※①②③の事業において次に該当するものは対象外です。
 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設
 ●宗教活動又は政治活動を行う施設
 ●公序良俗を維持する観点から適当でないと市長が認める施設